

金山町合併処理浄化槽維持管理補助金について

生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止、公共衛生の向上、生活環境の保全を図るために、合併処理浄化槽の法定検査、保守点検、清掃などに係る費用の一部を補助します。

1 対象者(以下の条件を満たす方が対象です)

- ① 高齢者世帯(世帯のすべての方が65歳以上で構成される世帯)に該当し、生活で使用している合併処理浄化槽を管理している方であること。
- ② 世帯のすべての方が、住民税(町・県民税)が非課税または均等割のみの課税であること。

※同居する別世帯の方がいる場合はその世帯分も含めて判断します。

2 対象となる合併処理浄化槽(以下の条件を満たす合併処理浄化槽です)

- ① 処理対象人数が10人以下で、建築基準法や浄化槽法の定めに適合していること。
- ② 山形県水質保全協会が行う法定検査の検査結果が「適正」または「おおむね適正」であること。
- ③ 浄化槽法で定められている保守点検(期間内3回以上)と清掃(年1回)が行われていること。
- ④ 設置場所が下水道事業計画区域及び農業集落排水事業区域以外の地域であること。(※注1)

※注1:上記の区域であっても事業の見込みが無い区域は対象になります。

以下の場合の対象外となります。

- ① 賃貸住宅など営利を目的とした住宅に設置している場合
- ② 年度途中で廃止や使用休止の手続きがされている場合
- ③ 維持管理作業を委託せずに自ら保守点検や清掃作業を行っている場合

3 補助額

処理対象人槽にかかわらず1基につき15,000円です。

4 申請期間

合併処理浄化槽の維持管理契約期間終了日(※注2)の翌日から1か月以内(※注3)に申請してください。期間内の申請は1基につき1件です。

- 維持管理契約期間と申請期間について

合併処理浄化槽の維持管理契約を令和6年4月1日に行っている場合

維持管理契約期間:令和6年4月1日から令和7年3月31日

申請期間:令和7年4月1日から令和7年4月30日

※注2 維持管理契約を自動更新している場合は、契約初年度の期間終了日となります。

※注3 申請期間終了の日が土日祝日の場合は、翌開庁日となります。

申請スケジュール



5 申請に必要な書類

- ① 世帯の方全員の住民税の課税証明書または非課税証明書
- ② 世帯構成、生年月日(同居している別世帯の方分も含む)がわかる書類
- ③ 合併処理浄化槽の維持管理委託の契約書の写し
- ④ 山形県水質保全協会が発行する法定検査結果通知書
- ⑤ 維持管理業務受託者が発行する保守点検報告書、清掃報告書

※ 維持管理期間内に係る書類を提出してください。

補助金申請のながれ

申請者(浄化槽管理者)

町

①交付申請書(様式第1号)を記入の上、「5 申請に必要な書類」と一緒に提出してください。

③補助金交付請求書(様式第4号)を提出してください。

②提出書類を審査し、交付・不交付の通知を行います。

④補助金交付

問合せ先 役場環境整備課 環境下水道係
TEL 29-5629、29-5631